

令和 7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 新城市 】
令和 7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ○外国人児童生徒等教育担当者連絡会 ・構 成 員 教育委員会学校教育課指導主事、日本語指導教室担当教員 日本語初期指導教室指導員、外国人児童生徒等在籍校日本語教育担当者
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 外国人児童生徒等教育担当者連絡会を年2回、紙面開催にて実施。年度当初の4月に1年間の指導について方向性を共通理解し、年度末の2月には1年間の振り返り・課題に対するまとめ等を行った。各学期末には、初期指導教室情報共有会として、学校教育課指導主事と日本語初期指導教室指導員は、対応児童生徒に関する情報交換を行い、支援成果を確認した。 (2) 学校における指導体制の構築 日本語指導教室設置校2校を拠点校として、日本語指導教室「きぼう」を設置し、日本語初期指導教室指導員を各1名配置した。外国人児童生徒等支援員4名は、児童生徒の入り込み支援、保護者対応の通訳、翻訳を行うため、日本語指導教室設置校2校と日本語指導教室未設置校5校に派遣した。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 外国人児童生徒等教育担当者連絡会における「特別の教育課程」の編成と実施についての説明を受け、各校は「特別の教育課程」を作成し、「特別の教育課程」指導計画一覧表を市教育委員会へ提出した。学校訪問指導時に教育委員会学校教育課指導主事が「特別の指導計画」の実施状況を確認及び助言・指導を行った。 (4) 成果の普及 教育委員会のホームページにて、日本語初期指導教室「きぼう」設置の概要を公表し、市内の小中学校及び関係諸機関にその旨を周知した。また、外国人児童生徒等保護者が市内に転入手続きを行う窓口にて、日本語初期指導教室「きぼう」を必ず紹介し、入国間もない児童生徒の日本語指導及び生活適応支援につなげた。外国人児童生徒等教育担当者連絡会において、教材や指導の実際を共有化し、各学校の外国人児童生徒等の日本語指導に生かした。 (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 児童生徒等の母語が分かる外国人児童生徒等支援員が、日本語初期指導教室にて、通訳・入り込み支援・日本語指導補助、保護者対応を行った。また、日本語指導教室未設置校5校においても、通訳・入り込み支援・日本語指導補助、配付文書翻訳等の保護者対応を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

日本語初期指導教室「きぼう」は、2校開設しているが、会を設けることで効果的な指導について情報共有することができ、より効果のある指導を展開することができた。担当指導主事と指導員がつながるきっかけとなり、日々の困りごとをその都度相談しながら取り組むことができた。同じように支援をしても、すぐに順応できる児童生徒とそうでない児童生徒がある。本人の特性であったり、周りが受け入れる体制であったり、理由はさまざまである。日本語初期指導の教材やノウハウを、設置していない学校にも伝えられるようにしていきたい。

(2) 学校における指導体制の構築

日本語指導教室が設置されている学校においては、担当教員と初期指導教室指導員とが連携しやすく、複数の目できめ細やかに児童生徒に対応することができた。今年度は、ブラジルからの転入が2名、中国からの転入が1名、ネパールからの転入が1名だった。これまではブラジルからの編入が多かったが、多言語に広がっている。編入学までの面談で、得意なことや今話せる言語などを聞き出すようにし、ポルトガル語以外での言語の支援の仕方について指導員と共有してから各校で学べるようにした。課題としては、小学校1年生の外国人児童において、日本語の困り感に対する対応である。日本語指導教室が設置されている学校ではなく、地元の学校に通いたいという家庭が増えてきたことも起因する。海外から編入でなくとも、日本語初期指導教室を紹介し、そこで安心して学び始めた児童もいる。日本人のコミュニティの中で学んでいきたいという家庭の思いも大切にしながら、日本語の力を身につけられるよう、今後も学校と連携していきながら支援していきたい。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」の様式を見直すことで、より見通しをもち、子どもたちが日本語の力を積み上げられるような支援をすることができた。外国人児童生徒等の人数の増減はあまりみられないが、在籍する学校数は増えてきている。「特別の教育課程」を市内に周知していく必要を感じている。また、中学卒業後の進路を見据えながら、必要な力が身につけられるようにしていきたい。

(4) 成果の普及

外国人児童生徒等保護者が市内に転入手続きを行う窓口にて、日本語初期指導教室「きぼう」を紹介することで、外国人児童生徒の入級及び日本語習得の意欲向上のきっかけとなった。また、外国人児童生徒等教育担当者連絡会での情報共有だけではなく、市内の校務支援システムに日本語指導フォルダを作成し、教材等の共有化を図ったことにより、外国人児童生徒等への支援の幅を広げることができた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

母語が分かる外国人児童生徒等支援員の存在により、児童生徒との意思疎通がスムーズになり、日本語初期指導教室指導員や日本語指導担当教員、在籍学級の担任の負担を軽減することができた。また、児童生徒だけでなく保護者と学校との信頼関係を築く一助となった。外国人児童生徒等支援員は、ポルトガル語3名、タガログ語1名の計4名で対応しているが、多様化する言語への対応が難しくなっている。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	33人 (5校)	8人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		18人 (5校)	8人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

日本語指導を必要としているすべての対象児童生徒が適切な指導を受け、学校生活を楽しく遅れるように、状況に合わせて支援体制を見直しながらすすめていきたい。また、必要な言語に対応できる支援員、人材を見つけていきたい。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。